

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

「第47回 日野町解放文化祭」開催



11月9日と10日の2日間、下榎交流センターを会場に「第47回日野町解放文化祭」を開催しました。

今年も、昨年引き続き晴天に恵まれた初日の9日は、鳥取県聴覚障がい者協会講師の方3名をお迎えして、「聴こえない人とのコミュニケーション」と題し、講演をしていただきました。

講演者の下垣彰則さんは、自己紹介を通して3歳のときの高熱で耳が聴こえなくなつてからの生活のお話、耳の聴こえない人とのコミュニケーションを、どのようにに取つたらいいのか、あいさつの仕方などを補佐の2人が、画像と声で分かりやすく伝えてください

ました。講演を聞こうと講堂はたくさんの人で溢れ、60人以上が集まったようです。

引き続き、日野高校2年生3名による手話講習会が行われ、ジェスチャーゲーム形式と歌を交えた手話で、会場と一体になって盛り上がりました。

11時からは、日野学園吹奏楽部6人と篠田先生による演奏会が行われ、「川の流れるように」を含む3曲を演奏。曲が流れると、保護者の方は我が子の勇姿を携帯で撮影、他の方は手拍子と体でリズムをとり、大盛況の中アンコールの声に「おどるポンポコリン」で応えました。

講演等が終わると、外のテントで販売している日野高校と、高田さん家の野菜や、遠藤さん家の根付きネギを購入されたり、坪倉さんお

手製の五平餅も好評で、テント内も大忙し！室内でも、セルプひのさん、Amaneさんの商品を購入され、にぎわっていました。

午後からはポッチャ競技体験をし、1チーム3人でAとDのチームを作り、総当たり戦で行いました。3試合し、多く得点を取ったチームで決勝戦を行います。勝者となったAチームとCチームの対戦は、Aチームが優勝しました。わいわいキャーキャーと声が響き、皆さん楽しんでる様子が伺えました。

最終日は、10時30分から餅つきを行い、地区内の人や日野学園のPTAの方の協力、子どもたちの参加で力強く杵打ちが行われ歓声が飛び交う中、老若男女が一つになり、お餅が完成。きな粉と汁の2種から選んで味わうと皆さん「おいしい！」「最高！」と声が響いて、おかわりの連発。最高15個がお一人のお腹の中に！
13時から、西村亮佑さ

んのブルーニアートで、子どもも大人も楽しい時間が始まりました。事前にある程度創り上げた西村さんがフェニックス（不死鳥）のクライマックスの部分で皆さんでの前で実演し、完成させる工程を披露すると大歓声が上がりました。

次に、観客に風船を配り一緒に剣を作りながら、悪戦苦闘しながらも、皆さん上手に作り上げていました。最後にじゃんけん大会で実演した、フェニックスや人気のキャラクター争奪戦が始まり、じゃんけんに勝つてブルーニアートを手にした子どもたちは大喜びでした。

今年は昨年より来場いただいた方が多く、目標だった200人を超えて、253人の方々が来場してくださいました。
ご協力いただいた団体・学校各位、賛同いただいた農家さん、個人販売員さん、今年も無事解放文化祭を終えることができました。本当にありがとうございました。

「第48回 新春囲碁・将棋大会」開催のお知らせ

日時：令和7年1月11日（土）/午前9時～ 場所：老人憩いの家（下榎）

※詳しくは12月5日発送の自治会回覧文書をご覧ください。

農業委員会だより No.109

農地パトロール実施中！

■農地転用申請や非農地証明申請をご検討の場合は、お気軽に農業委員までご相談ください。

今年も農地の利用状況や遊休農地の早期発見、再生困難な農地の把握等を目的として、農地パトロールを実施しています。農地として使用されておらず、山林原野化していることが確認された場合、農業委員会で非農地通知を発行させていただくことがあります。

なお、非農地通知が発行されただけでは地目は変更されませんので、発行された非農地通知に基づき、ご自身で法務局にて、地目変更登記の手続きをお願いします。農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂り害虫等の温床となるだけでなく、不法投棄等を招きやすくなり、周辺住民の迷惑となる可能性があります。雑草や病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

農地パトロールの流れ

地区ごとに農業委員、推進委員が耕作の状況を見回りながら遊休農地になっていないか確認します。あわせて、山林・原野化している再生困難な農地についても確認します。

※「遊休農地」とは … 1年以上耕作、草刈り等保全管理がされてないと見受けられる農地などです。

「遊休農地」と判断された

所有者へ今後の農地利用についての意向調査を行います。

【意向回答例】

- ①自身で管理する
- ②他者に貸す予定がある
- ③借り手を斡旋してもらいたい

※耕作者不在となる場合は農業委員会にご相談ください。

「再生困難な農地」と判断された

所有者へ「非農地通知」を送付します。ただし、耕作している農地に隣接している土地、許可なく建物等を建設した土地（違反転用農地）等は対象外となります。

③「借り手を斡旋してもらいたい」と回答した場合

農業委員会が借り手を斡旋します。借り手を斡旋できない場合は、林地等への農地転用を勧めさせていただいた上、所有者の方に近隣の迷惑とならないよう管理していただくこととなります。

農地利用意向調査に無回答、または回答と異なる不適切な農地管理が行われた場合、文書にて勧告の上、農地の固定資産税額が約1.8倍となることがありますので必ず回答をお願いします。

農地の貸し借りには利用権設定等計画書の提出が必要です

「耕作を引き受けても良い」という農業者と、高齢や仕事などの事情で耕作できない農地所有者との間で農地の貸借の権利（利用権）を設定し、農地の有効利用と農業振興を図るため、農地の貸し借りをする際は農業委員会へ相談、手続きをお願いします。

農地中間管理機構（鳥取県農業農村担い手育成機構）を経由した貸し借りとなります。

地権者



農地中間管理機構（鳥取県農業農村担い手育成機構）



耕作者

【法改正に伴う利用権の扱いについて】農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、利用権設定が農地中間管理機構を介した貸借へ一本化されることとなりました。※現在有効の利用権設定は、設定した期間満了日まで有効となります。